

○ ため池災害関連特別対策事業実施要領（昭和 61 年 4 月 4 日付け 61 構改D第 273 号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3 要綱第 3 の（1）のため池は、総貯水量が原則として1,000立方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>洪水吐き</u>が破損しているもの又は断面不足のもの</p> <p>（5）取水施設の<u>脆弱化</u>が破堤につながると判断されるもの</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）取水設備の放流機能では放流能力の不足が明らかであり、他に放流の手だてがない場合で、かつ、緊急放流を行うことにより、被災を回避することが可能であったと判断できるもの</p> <p>（8）取水設備自体が老朽化により本来の能力が<u>失われており</u>、それが原因で漏水や破損を起こすおそれがあると認められるもの</p>	<p>3 要綱第 3 の（1）のため池は、総貯水量が原則として1,000立方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）<u>余水吐</u>が破損しているもの又は断面不足のもの</p> <p>（5）取水施設の<u>ぜい弱化</u>が破堤につながると判断されるもの</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）<u>被災ため池</u>の取水設備の放流機能では放流能力の不足が明らかであり、他に放流の手だてがない場合で、かつ、緊急放流を行うことにより、被災を回避することが可能であったと判断できるもの</p> <p>（8）取水設備自体が老朽化により本来の能力が<u>失なわれており</u>、それが原因で漏水や破損を起こすおそれがあると認められるもの</p>
<p>4 要綱第 3 の（1）の<u>ア</u>の被災ため池と一連の地域内にあるため池は、被災ため池からおおむね半径500メートル以内の同一水系にあるものとする。</p>	<p>4 要綱第 3 の（1）の<u>イ</u>の被災ため池と一連の地域内にあるため池は、被災ため池からおおむね半径500メートル以内の同一水系にあるものとする。</p>
<p>（削る。）</p>	<p>5 <u>要綱第 3 の（2）でいう「農林水産省農村振興局長が別に定める場合」とは、災害復旧事業と一体的に次の工事を施行することが経済的に認められる場合とする。</u></p> <p><u>（1）堤体補強工事</u></p> <p><u>（2）洪水吐改修工事</u></p> <p><u>（3）緊急放流設備工事</u></p> <p><u>（4）取水設備工事</u></p>

5 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の2分の1以上は都道府県において負担するものとする。

6 要綱第4の事業計画概要書の様式は、別紙様式のとおりとする。

別紙様式

ため池災害関連特別対策事業計画概要書

(略)

注1 原施設は、本事業の対象となるため池とする。

2 被害想定は、対象ため池（被災ため池を含む場合がある）が決壊した時に想定される被害額等を記入する。（現行の老朽のため池整備事業に準じて記入する。）

3 災害費は、査定未了の場合には申請額を記入する。

4 被災状況は、ため池の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（㎡）等をそれぞれ記入する（災害関連事業箇所別概要書記入要領に準じて記入する）。

5 対象ため池の現況は、脆弱化の度合いを具体的に記入する。特に、要綱、要領に掲げる採択要件に係る事項は必ず記入する。

6 計画は、整備計画の概要を記入するが、堤体、洪水吐き等の設計諸元の決定に当たって必要とする数値（確率年、同雨量、流量、設計洪水水位等）は必ず記入する。

7 主要工事は、堤体工、洪水吐き工、取水施設工等の各工種に分け、

緊急放流設備工事及び取水設備工事については、既存の緊急放流能力の不足しているものであり、かつ、要綱第3の（1）のイの（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれかに該当するもの。

6 工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の2分の1以上は都道府県において負担するものとする。

7 要綱第4の事業計画概要書の様式は、別紙様式のとおりとする。

別記様式

ため池災害関連特別対策事業計画概要書

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

構造、数量等を記入する。

8 5万分の1の位置図を添付する。
(削る。)

注) 5万分の1の位置図を添付すること。

●計画、主要工事については本災とため別の区分を明確にすること。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。